

死亡届(埋火葬許可申請)

届出期間	<p>死亡を知った日を含めて7日以内 7日目が休日・祝日の場合は、その休日が明けてから初めての平日 (国外で亡くなられた場合は3か月以内) ※上記届出期間を過ぎた場合、戸籍届出期間経過通知書の記載が必要です。</p>
届出人	<p>① 同居の親族 ② 同居していない親族 ③ ①②が届出できない場合 同居者・家主又は家屋若しくは土地の管理人・公設所の長 ④ ①②③が届出できない場合 後見人 保佐人 補助人 任意後見人</p> <p>(注)④の方が届出される場合は資格を証明する書類・登記事項証明書等を添付してください</p> <p>※窓口へ届書を持参される方は、上記届出人でなくても可能です。 ただし届書に署名するのは上記届出人をお願いします。</p>
届出場所	<p>・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地 ・届出人の一時滞在地</p> <p>いずれかの市町村役場</p>
お持ちいただくもの	<p>・死亡診断書(医師又は助産師に記入、押印してもらったもの) ・届出人の印鑑(朱肉を使用するもの) ・届出人が④の方の場合は資格を証明する書類(登記事項証明書等)</p>
埋火葬許可証	<p>死亡の届出は、埋火葬場を届出人(ご親族様など)の方が決められてから行ってください。 (川西町役場では火葬場の受付は行っておりません)</p> <p>死亡届を届出されたときに、埋火葬許可証を交付いたします。</p>

※死亡時の役場手続きチェックリストをご参照ください